

2020年12月21日

各 位

会 社 名 川 辺 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 岡野 将之
(JASDAQ コード8123)
問 合 せ 先 執行役員経営管理統括本部管理本部長
五十川 幹雄
電話 03-3352-7110

会 社 名 一広株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 越智 康行

一広株式会社による川辺株式会社株式（証券コード：8123）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

一広株式会社は、2020年12月21日、川辺株式会社株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、一広株式会社（公開買付者）が、川辺株式会社（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2020年12月21日付「川辺株式会社株式（証券コード：8123）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2020年12月21日

各 位

会 社 名 一広株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 越智 康行
問 合 せ 先 執行役員 野田 良昭
電話 03-5791-5101

川辺株式会社株式（証券コード：8123）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

一広株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2020年12月21日、川辺株式会社（証券コード：8123、株式会社東京証券取引所の開設するJASDAQスタンダード市場（以下「東京証券取引所JASDAQ」といいます。）上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、本日現在、東京証券取引所JASDAQに上場している対象者株式485,700株（所有割合（注）：26.60%）を所有する主要株主である筆頭株主であり、対象者のその他の関係会社に該当してはおりますが、2020年12月21日開催の取締役会において、対象者を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（注）「所有割合」とは、対象者が2020年11月13日に提出した第76期第2四半期報告書（以下「対象者第2四半期報告書」といいます。）に記載された2020年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（1,861,000株）から、対象者第2四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（35,200株）を控除した株式数（1,825,800株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2020年12月21日に、対象者の第2位の主要株主であり、対象者のその他の関係会社に該当する伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）との間で公開買付け応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、その所有する対象者株式（465,880株、所有割合：25.52%）のうち、伊藤忠商事が本公開買付けに応募する日において所有する対象者株式の全て（本応募契約において、429,080株を下回ってはならないものとされています。以下「本応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。また、本応募契約において、伊藤忠商事は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中、本公開買付けに応募する時点までの間は、自らが所有する対象者株式（465,880株）の一部を、36,800株（以下「譲渡可能株式」といいます。）を上限として、譲渡することができるとされており、譲渡可能株式については、本公開買付けへの応募が義務付けられておらず、市場での売却や市場外で第三者に売却することが可能です。なお、譲渡可能株式が全て譲渡された場合、本応募合意株式は429,080株（所有割合：23.50%。以下「本最低応募株式」といいます。）となります。

本公開買付けは、本応募合意株式を取得し、対象者を連結子会社化することを目的とするものであり、対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者及び対象者は本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針です。また、伊藤忠商事以外の対象者の株主の皆様にも対象者株式に係る売却の機会を提供するという観点から、買付予定数の上限を518,500株（所有割合：28.40%。なお、本公開買付けにより当該518,500株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる対象者株式の数は1,004,200株となり、その所有割合は55.00%となります。）としており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付け

の開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、本公開買付けは、対象者を連結子会社化することを目的とすることから、買付予定数の下限を本最低応募株式と同数の429,080株（所有割合：23.50%。なお、本公開買付けにより当該429,080株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる対象者株式の数は914,780株となり、その所有割合は50.10%となります。）として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

川辺株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

2020年12月22日（火曜日）から2021年1月25日（月曜日）まで（20営業日）

(注) 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項第3号に基づき2020年12月29日及び30日は、行政機関の休日となるため、公開買付期間に算入しておりませんが、公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない2020年12月29日及び30日にも行われます。

また、法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2021年2月8日（月曜日）までとなります。

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,300円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
518,500株	429,080株	518,500株

(6) 決済の開始日

2021年1月29日（金曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2021年2月15日（月曜日）となります。

(7) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2020年12月22日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上